

事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 5 日

笠岡市内小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

笠岡市健康福祉部長寿支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議を活用した小規模多機能型居宅介護  
事業所における外部評価の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険行政の推進につきまして、ご理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、小規模多機能型居宅介護の運営基準に義務付けられている外部評価については、運営推進会議を活用することとされておりますが、現在「(令和2年4月20日付事務連絡) 新型コロナウイルス感染症に伴う運営推進会議の取扱いについて (第3報)」により運営推進会議の開催を当面の間、原則中止するようお願いしている状況です。

このような状況から、本市の対応について検討した結果次のとおり取扱うこととしましたので各事業所において適切な対応をお願いします。

記

1 外部評価の取扱いについて

書面による実施、延期又は中止を可能とします。

※上記の場合であっても運営基準違反としない取扱いとします。

※自己評価の実施及び自己評価結果の作成につきましては、通常どおり行ってください。

※この通知の取扱いについては、厚生労働省及び岡山県から新たに方針等が示された場合変更となる可能性があります。その際はあらためて通知いたします。

2 留意事項

この通知は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて (第3報) (令和2年2月28日事務連絡)」問10において介護報酬、人員・設備・運営基準について柔軟な取扱いを可能とすると示されており本市における柔軟な取扱いを具体化するものです。

3 その他

各事業所におかれまして、引き続き感染予防対策の徹底をお願いいたします。

問い合わせ先：笠岡市健康福祉部長寿支援課  
介護事業者指導係  
(TEL 0865-69-2139 担当：清水・馬越)